

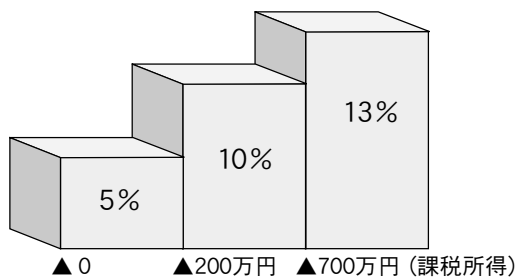
ご存じ
ですか？

平成19年度から

個人住民税が 変わりました

問 税務課 (☎35-2112)

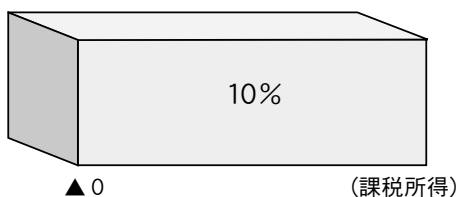
【図1】平成18年度まで



◎課税所得が300万円の場合

$200万円 \times 5\% + (300万円 - 200万円) \times 10\% \Rightarrow 20万円$

【図2】平成19年度から



◎課税所得が300万円の場合

$300万円 \times 10\% \Rightarrow 30万円$

※課税所得とは

給料や事業収入などは税法上「収入」といいます。「課税所得」とはこの「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社保料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことをいいます。この「課税所得」に税率を掛けたものが「税額」となります。

国から地方へ税源移譲

今まで村や県などの地方自治体は、皆さんに納めていただいた税金のほか、国からの「地方交付税」や「補助金」を使って、住民の皆さんに行政サービスを提供してきました。

しかし国からの「補助金」はその使い道を細かく決められているため、地方自治体は住民の皆さんにとって必要な

皆さんが納めている大切な住民税。住民税には法人の皆さんに負担していただいている法人住民税と、個人の皆さんに負担していただいている個人住民税があります。この個人住民税が、平成19年度から変わりました。その改正内容についてお知らせします。

サービスを提供することがなかなかできませんでした。

地方自治体が魅力あるまちづくりを進めるためには、自主的に使うことのできる財源を確保することが必要です。

このため皆さんが国に納めている所得税の一部(3兆円規模)を地方自治体へ納める個人住民税へ移すことになりました。このことを税源移譲といえます。

これから地方自治体は、国

岩手県地方税特別滞納整理機構に 普代村も加入しました

「岩手県地方税特別滞納整理機構」は平成19年度から三位一体改革に伴う所得税(国税)から個人住民税(地方税)へ3兆円規模の財源移譲が行われることに対し、住民税などの地方税の税収を確保するため設置されました。

同機構は県と県内32市町村が共同して滞納整理を行う組織で、村は4月1日に加入。市町村から併任発令を受けた県職員と派遣された市町村職員が徴収対策チームを結成し、市町村と共に滞納事務の処理を行います。

市町村の催告に応じない滞納者や高額滞納者などは、滞納処分を前提として各市町村から機構に事務が移管されます。機構では移管された滞納者について、財産調査や捜索、差し押さえ公売などを行い、税収を確保することで収納率の向上を図ります。

からの「補助金」が減る分、自治体が税金を集めて、自分たちの責任で住民の皆さんに必要なサービスをしなければならなりません。

所得割の税率が一律10%

皆さんが納めている個人住民税は、一定の額を負担する「均等割」とその人の所得金額に応じて負担する「所得割」で構成されています。

今回はそのうち「所得割」の税率が変更になります。今まで住民税所得割の税率は課税所得に応じて3段階(5%、10%、13%)(図1)になっていました。平成19年度からは所得の多い少ないにかかわらず

ず、一律10%の税率(図2)になります。

村や県に納める個人住民税所得割の税率が一律10%になることに伴って、国に納める所得税の税率も現在の4段階から6段階に変わります。

この結果、例えば課税所得200万円以下の部分は、個人住民税所得割の税率が5%から10%引き上げられますが、その分所得税の税率が10%から5%に引き下げられますので、所得税と個人住民税を合わせた全体の税負担は変わりません。

今回のお知らせした改正内容は、平成19年6月の徴収分から適用されます。